

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	引取業の登録（更新）	
根拠法令・条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号） 第42条第1項（第42条第2項）	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
審 査 基 準	別添のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	

# 引取業登録申請にかかる審査基準

## (1) 申請書類

根拠となる条項等	条項文(概略)
法律第43条第1項	引取業の登録を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
同 第1号	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同 第2号	事業所の名称及び所在地
同 第3号	法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名
同 第4号	未成年である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員)の氏名。
同 第5号	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
同 第6号	その他主務省令で定める事項
法律第43条第2項	誓約書
規則第46条第1項	引取業登録申請者は、様式第一による申請書に当該引取業登録申請者が法第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。
同 第1号	引取業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し
同 第2号	引取業登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
同 第3号	引取業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書。)
同 第4号	引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

## (2) 引取業者の登録の基準 (施行規則第47条)

<p>法第45条第1項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有することとする。</p>
---

(出典:使用済自動車の再資源化等に関する法律)